

年度 固定資産税減免申請書

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

彦根市市税条例第71条の規定により、次の固定資産にかかる固定資産税の減免を申請します。

1 土地・家屋

区 分	町 名	地番・家屋番号	地目・用途	地積・床面積	価 格
土地・家屋				m ²	円
土地・家屋				m ²	円
土地・家屋				m ²	円
土地・家屋				m ²	円
土地・家屋				m ²	円

2 償却資産

所 在 地	種 類	資 産 名 称	数 量	価 格
				円
				円
				円

3 減免を受けようとする理由（固定資産の使用状況）

彦根市市税条例

(固定資産税の減免)

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けるものの所有する固定資産
 - (2) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
 - (3) 市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
 - (4) その他市長が特に必要と認めた固定資産
- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
 - (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地籍および価格
 - (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積および価格
 - (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量および価格
 - (5) 減免を受けようとする理由および第 1 項第 3 号の固定資産にあつては、その被害の状況
- 3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

彦根市市税規則

(固定資産税の減免)

第 12 条 条例第 71 条第 1 項の規定による固定資産税の減免は、次の各号に掲げるものについて減免する。ただし、減免すべき理由発生の日までに経過した納期に係る納付額については、この限りでない。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けるものの所有する固定資産 免除
- (2) 国等による買取により、使用収益することができない固定資産 免除
- (3) 私有道路で次の要件を充たし、公共の用に供する道路 免除
 - ア 直接または間接にいずれかの認定道路から他の認定道路へ通ずるもので、かつ、なんらの通行制限を行わず、常に不特定、多数の用に供する道路
 - イ 1 筆の全面積が道路敷となっているもの
- (4) 商店街等の所有するアーケード等および街灯に係る償却資産 免除
- (5) その者の所有に係る固定資産につき災害等により被害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、または免除する。

ア 農地または宅地

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4

イ 家屋

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じた時	10 分の 8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき	10 分の 4

ウ 農地または宅地以外の土地については、農地または宅地に準ずる。

エ 償却資産については、家屋に準ずる。

- (6) 児童公園または社会事業収容施設等であつて、公共の用に供する固定資産 免除
 - (7) その他市長が特に必要と認める固定資産 軽減
- 2 前項の規定により固定資産税の軽減を受けようとする者は、別記様式第 74 号による文書により申請しなければならない。